慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	協同組合理論をめぐる問題点
Sub Title	On the theory of the co-operative
Author	平野, 絢子
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1961
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.54, No.7 (1961. 7) ,p.571(55)- 579(63)
JaLC DOI	10.14991/001.19610701-0055
Abstract	
Notes	学界展望
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19610701-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の場合、二輪馬車一、二輪荷車一、砂利車一、鋤一、ローラー一、馬鍬二であった。前出のシモンの場合、二輪荷車二、砂利車一、鋤一、馬鍬二である。あらゆる場合を総合して、第一には鋤と荷車を挙げることができる。前者は耕作に、後者は収穫に利用されていた。いずれも粗末なものである。次には砂利車、馬鍬とローラー。これらもかなり粗末なものであった。多くの場合自家製か、必要に応じ他から賃借された。中規模の『ファルム』では鋤は一台しかない。しかし他の農具はかなり豊富に備えている。『ファルム』が少し大規模化すれば、鋤は二台になる。カヌの場合、鋤三、荷車四ないし五、砂利車二ないし三、馬鍬五ないし六、ローラー二ないし三であった。

＊　以下の記述については p. 206-211 を参照。

八

打続く戦乱による財政の窮迫から、ルイ十四世の治世の末期には、利子、年金、俸給の支払に遅滞が起った。削減を受けることすらあった。加えて通貨は膨脹し、著しい高物価が続いた。村の生活を離れ、宮廷に出仕するようになった領主のなかには、土地に戻ろうとする者が現われた。彼らは所領の内外に『ファルム』を設定し、生活の安定を図ろうとしたのであった。

しかしこの動きはフランス全土に一般的にみられたわけではない。上述したところから明白なように、官職保持者の多く住む都市の周辺で顕著にみられた。とりわけパリ周辺で大であったことはいうまでもない。土地は執拗に購入され、二〇〇の地片を統合して三〇ヘクタールの『ファルム』が設定されたほどであった。そしてこれら『ファルム』の設定と共に、『ラブルール』がその経営の引受者『フェルミエ』として登場するようになった。

『ファルム』の出現はいわば領主制の変容の所産であった。『ファルム』に対する領主の強い執心のなかに、領主制の変容の真に意味することが集中的に表現されているといっていい。十七世紀フランスにおける領主制を論ずるに際し、とりわけ『ファルム』に重点を置いたのは以上のような理由による。しかし後の問題との関連において重要なことは、『ファルム』の設定が『ラブルール』を『フェルミエ』として登場せしめたことであろう。もともと『フェルミエ』は領主の代理でしかなかった。しかし『ラブルール』はそのことにより経済的実力を蓄積できた。今や彼は領主の代理たるに甘んじない。彼はその蓄積を投じて土地を取得するにいたった。領主に対抗する新しい勢力はかかる過程のなかで準備されたのであった。領主はこれにどう対抗したか。十八世紀フランス農業史の問題はいわばそこにある。

学界展望

協同組合理論をめぐる問題点

平野絢子

（一）

「協同組合は資本制社会における合法的産物として資本の運動法則との合理的関連において」把握さるべきであり、その本来の任務は「商業資本の節約によって資本制生産における商品流通過程の合理化を任務とする」という命題を一般に定式化し、もって我が国における協同組合理論の基礎をかため、〝それによって協同組合はそれ自体として資本主義を揚棄する性質をもつという協同組合主義者の美しい理想(注1)を無惨にうちくだいた〟のはいうまでもなく近藤康男氏の「協同組合原論」（初版昭和九年　戦後版は昭和二三年と三三年刊）であった。この書物が刊行された時期は「経済更生計画の中心機関として農村の産業組合組織の拡大強化がはかられていた頃であったため、本書が社会にあたえた反響」は非常に大きく、一方では「その自主性を強化して農民の経済的利益をまもろうとする主張」として官僚と産業組合の指導者の側（産業組合研究会編「第一産業組合問題報告書」昭和一〇年刊）から、他方では「産業組合を階級運動から切りはなしてそれ自体の進歩性を主張する『協同組合主義の新版』」として（河本勝男「協同組合主義の新版」「経済評論」誌　第二巻第三号昭和一〇年）反撃ないしは鋭い批判が加えられ(注2)、その波は最近に及んでいるけれども、その後のおびただしい数にのぼる協同組合についての諸論稿の理論的基盤であり、或いは批判・克服の対象となっている意味でまさに今日でも「協同組合理論の枢軸」であることは奥谷氏の指摘さるる如くである。

ところで問題の核心の一つは次の点にある。このような命題・「協同組合がその介在によって排除を目指すところのものが利潤一般でなく、単に商業利潤にすぎないこと、協同組合が資本制社会に関わるところは、資本制社会構成の核心部分たる生産過程にない単にその副次的な流通過程に過ぎない」こと、従って「協同組合が究極において流通過程の合理化に資することによって資本の蓄積運動の推進に奉仕すること」――は、戦後日本経済再建の構造的制約のもとに訪れた農協の経営的危機に直面して、農協はもはや農民の利益を守るための「商業的中間利潤の排除という使命」を果すことすらできなくなり、「最大限利潤法則につらぬかれている国家独占資本の農民収奪のパイプとして従属化することによって経営存立を保持しているにすぎない」という、いわゆる「独占資本の吸引パイプ論」に展開すると、かの農地改革の評価をめぐる「封建論争」とかんれ

んして「農地改革後も農村に残された封建的要素による昔ながらのヒエラルヒーの結節点の一つ」として、上からの農村再編成の手段として農協が果す機能の指摘と共に独占資本下の系統農協は農民のための自主的な農協という当初の方向からははずれた反農民的な、「新しい秩序の生誕を抑圧するところに意味がある」存在であり、その克服のためには失われた農協の民主化回復以外にはないとしてその組織的な運動である職員組合にその原動力が期待されるに至った。このような論理は、従来の、この近藤理論の命題〝流通過程の合理化〟を更におしすすめて、「協同組合がそのものとしては些かも資本主義の揚棄に対して力を持ち合せないということ、それがかかる揚棄に役立ちうるのは、生産過程にひそめるところの、この社会機構を形成する基本的矛盾、生産諸条件の所有者たちと、これに対立する直接生産者たちとの敵対に於て、商業利潤でなく産業利潤、すなわち利潤そのものの廃止を宣誓するところの後者の側に、その闘争手段の一つとして従属した場合を除いてはないと言うこと」に導かねばならぬとした井上晴丸氏(注3)にしても、又農協――流通過程の合理化論に反対して農協理論の基礎を生産過程における「協業」による社会的な労働生産力の高まりに求め、更に農協を経済法則の中でとらえるのではなく、一定の主体的能動的目的をもった経営体として把握しようとする、近藤理論の批判者の一人として位置づけられる美土路達雄氏(注4)にしても、それがポジティヴにせよ、ネガティヴにせよ、現独占資本主義段階において直面している単協の経営的危機、独占資本の系統機関と小農民の農業経営再生産の補完的役割を果すべく現われる「国家独占資本の自己実現機構」としての矛盾をもはや指摘するにとどまらず「その矛盾を克服する主体的根拠が農協そのものの本質のうちに内在しているか」(注5)否か、又否とすれば如何に位置づけるべきかという問題の再検討に結集せしめたということである。

（注1）　この「資本主義の矛盾を平和的に揚棄する理想」の一例。「協同組合主義なるものは営利本位の資本主義制度を否定して、人格中心主義を高調する点において資本主義と異り、また生産の無政府状態を否定して、生産の統一と聯絡を図るという点に於て社会政策と相違している。更にそれは社会主義が私有制度を十把一からげに撤廃すると共に、一種の専制政治を生み出さんとする主張にも賛成しない。かくの如くにして協同組合主義は資本主義にもあらず、社会政策主義にもあらず、又社会主義にもあらざるところの一箇独特の面目を発揮しているのである」那須皓、東畑精一共著「協同組合と農業問題」四六四―五頁、井上晴丸著「日本協同組合論」五頁。

（注2）　奥谷松治「資本主義と協同組合」協同組合研究会編「戦後協同組合の性格」四頁。

（注3）　そのためには協同組合そのものの中に進歩性を認めるが如き漸進主義を否定し、より高い社会への推転（進歩性とはとりも直さずこのことをいう）は基本的階級間の敵対的矛盾から生ずる成就でなくてはならず、協同組合自体からは進歩も反動性も導き出されないこと、更に、戦前を考察するときは農協の構成員たる農民を規定する半封建的範疇規定を軽視して「独立自由な自営農民」に自作農を擬した〝櫛田氏的誤謬〟が、小商品生産者を直ちに資本一般の法則の支配の下に結びつけたこと、この半封建的構成における基本的敵対的矛盾を捨象したこと、従って日本資本主義の特殊構造の中で農協をとらえる基本的条件たる反資本主義的反封建主義的二側面の分析に不十分であったことが指摘されるが、農地改革後における支配的な自作農的所有を前提としても尚農協それ自体に主体的能動的場を認めうるかという点で意義を有するものと思われる。立田信夫著（井上晴丸）「日本協同組合論」六頁。

（注4）　美土路達雄「農協の理論と現実」全国農業協同組合中央会「農業協同組合」昭和三十一年九月号）

（注5）　綿谷赳夫「最近の農協理論」「日本農業年報Ⅵ」一一三六頁。

（二）

戦後公けにされた農協に関する文献はまことに多く、先にあげたものを除いてその主な労作だけでも、近藤康男「戦後の農業問題」（昭和二十一年）、新井茂雄・深谷進「農業協同組合論」（『経済学全集』第七巻、昭和二十四年）、綿谷赳夫「戦後独占資本主義下の農業協同組合」（『農村問題講座』Ⅱ所収　昭和二十九年）大内力、「農業恐慌と農業協同組合」（「農業協同組合」第三十七号　昭和二十五年）、大島清「農業協同組合の本質と限界」（「農業協同組合経営実務」七―五、昭和二十七年）、大谷省三「農業協同組合の論理」（「農業協同組合」第六一号　昭和二十七年）、農民運動研究会「農業協同組合の階級的性格」（「農民運動研究」Ⅰ　昭和二十八年）、奥谷松治「農地改革の評価と農協の現状」（「農業協同組合経営実務」八―六、昭和二十八年）、風戸伊作「国家独占資本と農業協同組合」（「経済評論」一〇―三、昭和三〇年）、美土路達雄「農協理論への反省」（「農業協同組合」二―八、九、昭和三十一年）、綿谷赳夫・美土路達雄「独占資本主義下の農協運動」（「農業協同組合」二―九、昭和三十一年）、奥谷松治「独占資本・農民運動・農民（「北方農業」昭和三十一年十二月号）等々。農業協同組合研究会編「農業協同組合論」は「独占資本に対する『農民の自主的組織』としての農協」という立場を明らかにしている。戦前の労作、前掲井上晴丸氏の『日本農業協同組合論』と照応する。

しかし「日本資本主義講座」を軸とする日本の独占資本主義再編成過程と農業の理論的分析が一段落し、農民運動の停滞・分裂を通じて農業問題が新たな局面から光をあてられるようになった昭和三十一年以後における主要な農協理論の展開は、やはり協同組合研究会第一回大会報告（昭和三十一年）の公刊である、協同組合研究会編「協同組合の組織と経営」（昭和三十二年）から、同じく第二回大会報告の公刊「商品流通と協同組合の機能」（昭和三十三年）、第

三回報告の公刊「戦後協同組合の性格」（昭和三十四年）第四回大会報告の公刊「市場問題と協同組合」（昭和三十五年）、更に協同組合年報第五集として現われた「生産共同化と協同組合」（昭和三十五年）の一連の書物に求められねばならないであろう。それは執筆者陣の充実もさりながら、農協の理論的実態的分析がそれぞれの段階の問題点に照応し、水準を確かめあいつつ展開されているからに他ならない。

まず、「農地改革以後地主制はなくなって資本と小農は市場関係において流通でもって媒介されており、したがってこれを抜きにしては農業矛盾のメカニズムを明らかにしえない」程、「市場関係は戦争まえの土地制度にまさるほどの問題」であり、「流通機能というものを市場のなかに位置づけて流通機能のなかで協同組合を考えたい」という立場に現われるように本命？として協同組合を流通過程・信用機構との関連で論じた展開の中にも残された問題は多い。殊に「農協資金（ファンド）」を商人資本との関連で究明することによって流通過程における機能のより深められた理論的分析を行おうとする吉田寛一氏「農業協同組合の資本について」（『市場問題と協同組合』所収）は同氏の「農業の経済的性格と協同組合」（『戦後協同組合の性格』所収）と照応して一つの課題を提供し、農協と信用制度・商業的農業と協同組合、市場問題と協同組合を内容とする実態調査の理論的整理は重要である。又改革後の「自作農的土地所有」・農民層分解と農協の階層性をテーマとした伊東勇夫氏の「改革後における

階層分化と農協基盤」、菅沼正久氏の戦後農業における農業協同組合の位置――「戦後農協論」覚え書――はきわめて興味ある問題の追求であるが、本稿ではこれらを措いて、㈠で指摘した問題にたちかえりたいと思う。すなわち、本稿の目的が農協の本質を流通過程の合理化に求める定型・近藤理論と、それを生産過程の協業・社会的労働生産力の増大に求め、そこに農業における独占資本の矛盾推転の主体的能動的基盤を見出そうとする立論・美土路氏に現われる・との対比の中で後者の第一点生産過程における農協の機能を具体的に俎上にのせた生産の共同化をいかに考え位置づけるか、更に第二点、推転の主体的な力として考える場合、社会主義経済への移行期にあらわれ、又その移行推進の条件の一つたりえた農業合作社の問題との質的比較への問題提起にあるからである。

（注1）　協同組合研究会第四回大会報告、総括討論「市場問題と協同組合」二五二頁。

（三）

協同組合理論の立論の根拠を生産過程に求めることで従来の理論的展開と異った系列に論理をすすめられたのが美土路達雄氏のいわゆる「農協資本論」（注1）であるといわれている。協同組合組織の基盤を労働過程の協業に求め、協業による社会的生産力の上昇を主要な機能とするという考え方は、後の美土路氏の発言（協同組合研究会第三回大会総括討論）によれば「流通における協業」を「流通過程に延長された生産過程、つまり運搬、選別、保管などの面での協業」として理解し、これが「流通農協を自生的に成立させる基盤と考える」。そしてこの「流通関係に延長された生産過程を国家独占資本主義的に編成され支配されている」ような市場構造との関連の中でとらえ、「プチブル的な性格をもった小農という独自のウクラード」の「自生的な側面を基盤とした農協自体の内部構造の独自性を現在の生産関係の中において考えてみよう」とすることだというように展開されている。（注2）このような論理を、農協資金（ファンド）を産業資本としてとらえるものとすれば、奥谷氏が批判しておられるように、「技術概念である協業を一定の所有関係による経営形態の概念である協同組合との混同」であり、その立論の根拠である『資本論』の協業に関する章句（第一部第四編第十一章）は「資本家が労働の生産性をたかめて相対的剰余価値の生産を増大する技術的基礎であること」の説明であり、「『協業者としては、一活動的有機体の手足としては（労働者）自身は資本の特殊的実存様式たるにすぎない』（長谷部文雄訳、第三分冊五五八頁）」といわれているかぎりにおいて、結果としては「形式は協同組合の衣裳をまとっているが、その内容は資本制生産一般となんらことなるところのない」独自の協同組合概念が結実するということになる。協同組合が組合員の販売、購買の業務をまとめて代行するときは「従来組合員の業務に包摂されていた流通過程の業務を社会的分業として担当する」のであるが、「協同組合はあくまで組合員の代行機関であるから、出資金は組合員（農民）の資本の一部としての性格を持ちつづける」ことになるが、「資本形成の完了した資本主義的企業をオトナとすれば、協同組合はそのかぎりにおいて幼児から青年にいたるコドモらとしてとらえねばならない」（同上二二頁）し、更にこの「不完全資本から完全資本へ転化する」という、「協同組合資本はその量的質的拡大とともに、組合員労働者のための資本ではなく、それを雇傭する資本家のための資本、いわば反対物に転化する傾向」が指摘されることになる。が、それなら転化した場合それは本来の資本主義的企業となるというのか、又そのような論理は、協同組合自体が「流通過程の延長としての生産過程」・運輸ではなく、生産過程それ自体において経営主体となる生産協同組合を軸として体系的にとり上げることをしなくては、奥谷氏のいわれるように、「問題を整理すれば、協同組合の本質を組合員から自立した商人資本の一形態とすると、その機能が内包する組合員と対立した面が浮彫的に表現される」ことになるであろう。（注3）従って、きわめて多くの問題を提起した美土路「農協資本論」は、大きくわけて協同組合の本質規定に関連して㈠「協同組合資本」の経済学的検討の深化（奥谷氏は商人資本と規定される）と、㈡協同組合組織化の対象であり主体である独立小生産者小農民の自生的な側面の組織化という強調点と、〝進歩的〟な農民のための独占資本収奪に対抗する主体的基盤との関連、をあげることが出来よう。それらは農協理論の「枢軸」と呼ばれる近藤理論克服の可

能性に対する試金石であるが、美土路氏の展開は、㈡と関連して実は奥谷氏の批判された点とは別のところにも問題をもつように思われる（後述）。

㈠の問題に正面から取り組んだのが次回、すなわち第四回大会報告中の吉田寛一氏の「農業協同組合の資本について」[注4]であり、更に前述の生産過程に本来協同組合はいかなる形で関連しうるかという命題を、生産共同化問題として取上げたのが協同組合年報（一九六〇年十二月）団野信夫氏「生産共同化と協同組合」的場徳造氏「戦後農業の共同化と農業協同組合」神谷慶治氏司会討論「生産共同化をどうとらえるか」、及び風戸伊作氏「農業協同組合の性格と発展の方向」[注5]であり、後者㈡の問題に前進的な整理と展開を示されたのが伊東勇夫氏「現代日本協同組合論」であるということが出来よう。生産共同化については他にも阪本楠彦、綿谷赳夫氏編集「農業共同化の実態」（一九六〇年一月）、的場徳造氏「農業共同化の論理と実証」（一九六一年三月）農林省農林経済局編「農業共同化――実態と展望――」（一九六〇年七月）等があるが、ここでは協同組合の本質規定と関連をもつかぎりでふれたい。

「農協資本」の本質規定の深化を企図して書かれた吉田氏の論文は、組合員である農家・小商品生産者と対応するものは歴史的にみれば前期的資本であるが、農協段階（産組段階と対比して）においては「独占価格が全面的に展開され、一方高利貸資本に対しては農家の商品生産者的成長があるために、産組段階の前期的資本の排除を意味する中間利潤の廃止は資本にとっても農家にとっても問題となりえなくなり、従ってもはや前期的性格を多分に持ってはいるが前期的商人資本としては把握されないことになる」。それではどう考えるか。「農協資本は組合員にとって資本である必要はない」（同上一五七頁）。しかも「農協の出資金は自己資本といっても個人資本ではなく」、「農協を実質的に動かすものは出資者である組合員ではない」。又「外からの資本にとっても農協は利潤を生む企業体として資本化を必要とはしない」。「借入金にしても農協の償還なり、企業利潤なりを目指しているのではないから、農協そのものは農家の保証人的存在であり、一応の保証能力があれば足りる」ことになる。しかし「資本制の下で企業として果している農協の役割は、農協資本の資本化をさけることが出来ない」。「農協は、自由な資本の移動はしない、したがって「平均利潤や一般利子率の形成と直接関係のない特殊な資本である」が、「この特殊性を一般性に方向づけつつあるものは外からの資本の力である」と。そして「農協資本の資本化の進行は、農家の資本家的上昇がない限り、農協と農家との矛盾を深める」ことになる。従って吉田氏の論文においては、農協資金は「特殊な資本」（前述）としてなぜ資本であるのか、その特殊性を一般化するように方向づけられる過程でいかなる範疇に属する資本となり、いかなる法則に基本的に貫ぬかれており、どのような対占資本主義段階における条件の下で何故に農家の資本家的上昇がないかぎり（そしてまたその理由をふくめて）農協と農家の矛盾を深めるのかは追々明らかにされるとして、結論として前期的商人資本ではない「資本」化が進行している「特殊資本」であることとなり、美土路氏の産業資本範疇とは異る、又流通過程における商人資本説の奥谷氏とも異る見解となった。それ故に、生産共同化と協同組合との関連において生産過程において機能する「資本」としては理解されえないわけである。

農業生産の共同化――食糧の生産＝自給といういみで、又自然の制限による労働過程の特殊性によって、更に土地所有の制約によって小農民経営の揚棄し難い農業部門における生産力の増大を、小経営の生産共同化という形で実現しようとするこころみは、「大経営の小経営に対する卓越」に対する抵抗として、資本主義の発展と共に農業問題のきわめて歴史のふるく根強い根本問題の一つであるが、それを協同組合の本質と関連せしめる時、風戸氏の論理を媒介とすれば次の如くになる。協同組合は商業的農業の発展に応じて大農に対する小農民の利益のために組織され展開される過程で、「その商業的農業の発展から生ずる階層分化によって生ずる富農・中・貧農に対し、決して全般的に公平に利益をもたらすものでなく、あくまで富農の利益を促進し、小中経営のうける利益は少ない。そして次第にユンカーの加入を許し、最後には大経営に支配されその利益のもとに動くようになったドイツにせよ（一八九六年）、酪農の協同組合工場の設立によって促進された農民層分解の過程の中でその工場経営者としての資本家と雇傭者としての労働者がつくり出され、労働者に対する利用高配当をもってしてもその剰余労働の搾取を否みえないデンマーク（一八九八年）にせよ、大経営に対して生産力を高め、販売・購買に積極的な有利な条件をかちえても、最終的には一握りの大経営が支配する資本主義的企業にまで成長する」というかぎりにおいて中農下層・貧農の利益と根本的に相反し、「労働者の消費組合とも基本的に性質を異にする」と。国家独占資本主義段階において、両極分解の変形とするにもせよ、中農肥大化現象（大方のかんまんな下向分解をふくむ）が現われている系統農協の末端としての単協はここに扱われ、レーニンも対象とした一九世紀末の協同組合の法則がそのままの形で現われないにせよ、その本質は資本主義社会における協同組合であるかぎり変らないものとしてみるべきであろう。とすれば、生産の共同化を推進する力の分析とその方向の考察が更に再検討さるべき条件として限定されるであろうし、他方かの「主体的な農民の場」としての農協の意義とその階層性も又この角度から十分に検討さるべきであろう。

このような意味づけからして伊東勇夫氏の「現代日本協同組合論」（一九六〇年一一月）は、戦後における協同組合理論の一つの集大成としての役割を果す。本書の最も主要な特質は、ロッヂデール原則から「資本主義社会における協同組合の基礎理論」の系譜をひき出し、「本質的に資本主義的原理をもち、部分的に非資本主義的原理をもつという二重性格の矛盾」（一〇六頁）をひそめた協同組合（＝消費組合）が、資本の法則の下で有する組合設立の客観的

条件の下で「人間主体の意識的、能動的組織」として、いかに「主体的結合の発現」として存立するかを説く論理に示される独特の協同組合の本質観ないし概念にあるということが出来る。この発想に従い、独占資本主義段階では「現代資本主義の利潤法則」の規定の上に立って「資本主義の否定者・抵抗者」としての「独占下における経済的弱小者の主体的自衛組織としての機能」と「資本主義の肯定的・代行者」としての「社会的総生産における協同組合の客体的な機能」（一二七頁）が統一的に把握さるべき点こそが中核であり、この論理をうけて「（独占下）小農社会における農業協同組合の機能」が明快にとかれる。価格形成の諸類型の図式化をてことした「独占資本主義段階における農協の論理」はここでは取上げるに余りにも多くの問題をふくんでいるが、従来の系統農協論に対して更に理論的に準備された水準を示す展開として議論がすすめられたものということができる。「真に闘う組織への再編」・「内部自体に（資本の）媒介体的な役割と抗争的・自衛的な役割の矛盾が同時に存在している」協同組合の客体的機能を克服する力を内部に期待する論旨の賛否は別として、階層分化との関連の指摘は重要である。

更に本書は後半を日本資本主義と農業協同組合の史的・理論的分析にあてて、その方法論の具体的適用をこころみており、問題を多く提起しているが、本稿の論旨と関連して、最後の生産共同化と農協論にふれたい。氏によれば「戦後十年……現実の独占的政治状況に対応する抵抗が農民のなかに形成されはじめた。農民組合全国統一組織の結成……農業法人の発生、生産共同化の成立、日給制の普及など……。これは共同化の第四期とよばれうるがこの時期の特徴は中富農の発展を制約する条件に対する抵抗形態として下からの組織として」の「自己確立運動」として規定される。すなわち、「現段階の共同化は日本農業の資本主義化の一変形であって、その本質は労資、利潤、地代を範疇として確立することを主たる内容とするものであり、また本格的な資本主義的農業の展開を制約された条件のもとでの資本主義化の一形態と考える」（三四三頁）（傍点引用者）としてその見解が提起される。この点をめぐり論議は更に展開されねばなるまい。又「流通面の協同化」に対して「生産過程の共同化は大なり、小なり土地所有の根底にふれるものをもつため、単なる流通面の協同化以上の次元での結合関係である」ことが指摘[注6]された上で、「自作農的土地所有をそのまま容認した上での」、「むしろ私的所有の強化の上で生産力発展の一方式とし、またより本質的に零細農耕制を克服しようとする結合様式」としての共同化は、農業の資本主義化の一形態というべきで、「私的土地所有を揚棄する社会主義的形態ではない」ことが強調される点は極めて重要である。まさしく「社会主義的土地所有は社会主義的政権による生産手段の、社会的所有への構造的変革によってのみ可能な土地所有の形式」（三四七頁）であるから[注6]。そこで「生産の共同化という点で勤労者的側面がおしだされた」としても、その経営主体を支配する法則が資本であるかぎり、換言すれば「生産性を高めコストダウンをはかる」この共同化が社会的総資本という農業部門外からも要求されている以上、更にそのトレーガーが「それ以外には発展できない」中富農であるが故に、独占資本と基本的に対立し対抗しうる条件にあるか、どうなのであろうか。従って「従来流通主義でありすぎた農協」が「農民のための農協」の旗印の下に生産過程の共同化によるコストダウンの場として生産過程にタッチするに至ることが、農協の本質といかに関連し、かつ「農民」の主体的能動的行為の場としていかなる役割を持つであろうか。この点について伊東氏が最後にぶつかる障害として土地の本質的解決問題にふれられたのは妥当である。更に「生産の総過程と協同組合の介在点[注7]」として、小生産者の協同組合では、「それが単営・特殊主義か兼営・綜合主義か否かを問わず、農業の生産、流通の各過程に存立の基礎をもつ骨格組織である」（一〇八頁）として論理的にはっきり流通過程から「解放」されたことは、前にあげた美土路氏の生産過程における存立の主張（結実はしなかったとしても）の展開として、更に社会主義経済への過渡期の協同組合の本質をもふくめた小生産者と協同組合理論における重要な指摘と考えるのである。

（注1）「農協の理論と現実」（前掲書、二二頁）
（注2）「戦後協同組合の性格」総括討論三一四頁。
（注3）奥谷松治「資本主義と協同組合」前掲書一八頁。
（注4）「市場問題と協同組合」一四一頁。
（注5）「生産共同化と協同組合」三、一五、七〇、一八五頁。
（注6）この点について同感である。拙稿「社会主義経済への過渡期における中国の『農民的土地所有』について」「土地制度史学」第一〇号（一九六一年一月）。
（注7）

生産の総過程と協同組合の介在点（小生産者）

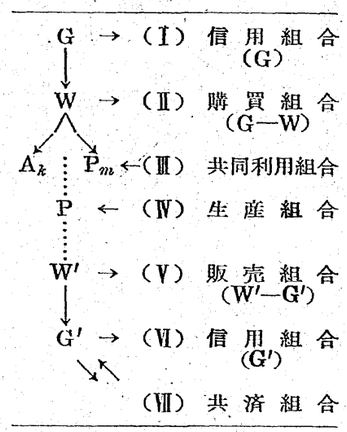

伊東勇夫著「現代協同組合論」一〇九頁。